

# 中華民国期における幼稚園教員養成制度

— 1935年修正「師範学校規程」の検討を中心に —

何 京 玉

(2006年10月5日受理)

The Kindergarten Teacher Training System in the Period of Republic of China:  
Focusing on the “Normal School Regulation” in 1935

Jingyu He

The kindergarten teacher training system in the period of Republic of China had a great historical meaning in the history of Chinese kindergarten teacher training system. The detailed regulations were defined of kindergarten teacher training by “Normal School Regulation” that was proclaimed in 1933 and corrected in 1935. Before that regulation the standards about kindergarten teacher training of educational target, contents, and methods were not clearly set up.

In order to make clear about the history of kindergarten teacher training system in China, the clarification of character and meaning of kindergarten teacher training system in the period of Republic of China turned to be very important. This paper aims at clarifying the characters and meaning of kindergarten teacher training system in the period of Republic of China. For that purpose the following points can be pointed out.

First, with proclaim of “Normal School Law”, the kindergarten teacher training system was established in China. These regulations showed the legal foundation that kindergarten education should be based on, and it also showed the standards of kindergarten teacher training for the first time. From this point we could say that it had an important meaning in the history of kindergarten teacher training system of China.

Second, according to “Normal School Law”, the “Normal School Regulation” was regulated in 1933, and was revised in 1935 by the Minister of Education. In this regulation, the graduation term, requirements for admission, and curricula of kindergarten teacher training were improved. It proved that significance of the kindergarten teacher training had been recognized by the nation. It's an epoch-making occurrence in the history of education in China.

Key words: kindergarten, early childhood education, teacher education, China

キーワード：幼稚園，幼児教育，教師教育，中国

## 1 はじめに

中華民国期幼稚園教員<sup>1)</sup>養成を担ったのは、主にキリスト教会によって作られた幼稚師範学校と師範学校に付設された幼稚師範科であり、それらの養成機関の

卒業生は、全国の幼稚園に就職していた。それにより、幼児教育は宗教的色彩が濃厚で、教育内容や方法などは外国の模倣であり、中国の実情に適合しなかった。また、当時の幼稚園はいくつかの大都市の裕福な家庭の子ども達のみを対象としていた。

このような、幼児教育の停滞した状況は幼児教育の先駆者の間で、非常に憂慮すべき事態として認識されていた。したがって、こうした幼児教育の停滞状況を打開し、中国の国情に適した幼児教育を実現するためには、幼稚園教員の養成とその制度的整備が緊急の課題として取り上げられた。この課題解決へ向けての取り組みは後の国民政府に大きな影響を与え、これを契機に中国の幼稚園教員養成制度は次第に整備されていくことになる。

このように、中華民国期の幼稚園教員養成制度の改革は、中国の幼稚園教員養成制度史上、極めて大きな歴史的意義を有する。なぜなら、この時期の幼稚園教員養成に関する規定は、中国における幼稚園教員の養成を、初めて小学校教員と同等に扱い、女子師範学校での養成対象として位置づけたからである。それ以前は、幼稚園教員の養成は行われていたものの、法整備は十分ではなく、制度上、幼稚園教員の養成は極めて劣悪な条件下で行われていた。また、1933年公布1935年に修正された「師範学校規程」では、幼稚園教員養成に関して、詳細な規定が定められた。同規程以前は、幼稚園教員養成を実効化するうえで重要な要素である、教育目標、教育内容、教育方法などについての基準はまだ設けられていなかった。女子師範学校における保母の養成は小学校段階の教員の養成と同じであり、幼稚園教員として、幼児教育段階の特色を踏まえた養成は法規上、求められていなかったのである。このような状況を踏まえると、中華民国期の幼稚園教員養成制度の特質と意義を解明することは、中国における幼稚園教員養成制度の歴史の解明にとって極めて重要であろう。

ところで、この時期の中国幼稚園教員養成に関する先行研究は、一定程度蓄積されている。しかしながら、幼稚園教員養成制度に関して、その特質と意義を体系的に論じた本格的な研究は、管見の限り、極めて少ない<sup>2)</sup>。

以上の関心から、本研究では、中華民国期における幼稚園教員養成をめぐる背景を通観し、1935年修正の「師範学校規程」を中心に、この時期の幼稚園教員養成制度の関連法規を検討することにより、その特質と意義を考察することを目的とする。

## 2 中華民国期の幼稚園教員養成をめぐ背景

中華民国期の中国は主として北洋軍閥政府と南京国民政府の統治を経てきた。当時の中国は外的には、列強の侵略があり、内政的にはいわゆる内戦の時代で、

政治は混乱しており、経済は極めて困窮していた。したがって、教育費が極めて不足している中で、幼稚園の普及やそのための幼稚園教員の養成を行うことが困難であった。一方、キリスト教会の宣教会は、中国での幼児教育を普及するため、幼児教育だけではなく、そのための教員養成にも力を入れていた。それゆえ、当時の幼児教育は過度な「宗教化」と「外国化」問題を抱えていた。このような幼児教育の停滞を打開し、中国の国情に合った、中国的な幼児教育の創設に対して、教育界全体としての関心が高まり、その普及のための試みは、五・四新文化運動を契機に、1910年代終わりから1920年代前半期にかけて展開された。

この時期、全国の幼児教育の普及は全国教育連合会と中華教育改進社などの教育団体、ならびに陳鶴琴と陶行知<sup>3)</sup>を中心に行われてきた。その一端を知る手がかりとして1928年、第1次全国教育会議における、幼児教育に関する提案があげられる(表1参照)。

表1 第1次全国教育会議における

提案名	提案者	内容
(1)幼児教育に関する全国調査の提案	陶行知	幼児教育現状の把握に関する提案
(2)実験小学校における幼稚園附設に関する提案	陶行知	幼稚園普及に関する提案
(3)実験小学校に幼稚園を附設する提案	陳鶴琴	幼稚園普及に関する提案
(4)郷村幼稚園普及の推進に関する提案	陶行知	幼稚園普及に関する提案
(5)各省師範学校の幼稚師範科附設に関する提案	陳鶴琴	幼稚園教員養成に関する提案
(6)各省幼稚師範学校設立に関する提案	陶行知	幼稚園教員養成に関する提案
(7)幼稚園における教育課程及び教材の審査・編集に関する提案	陶行知	幼稚園教育課程に関する提案

これらの提案の中で、陳鶴琴による、「各省師範学校の幼稚師範科附設に関する提案」では、幼児教育普及における、幼稚園教員の養成の必要性を提言している。しかしながら、当時の中国は幼稚園教員の養成機関が少なく、師範学校に臨時的保母養成科が設置された以外には、専門的な養成機関は存在しなかった。したがって、幼稚園教員は極めて不足している状況であった。このような状況に鑑み、陳鶴琴は、幼稚園教

員養成の充実を提唱した。具体的には、幼稚師範学校の設立、あるいは各省の師範学校に幼稚師範科を増設して、専門的人材を養成して、良質な教員を輩出することを提案した。また、陶行知による「各省幼稚師範学校設立に関する提案」は幼稚園教員養成に関するものであった。陶行知は、幼児教育の重要性を踏まえ、その普及には、中央政府による幼稚園教員養成機関の整備が必要であると提唱した。また、各省に実験幼稚師範学校を1ヶ所設置して、幼稚園教員を養成しながら、全省の幼児教育の充実を図ることを提案した。

この2つの提案は、陳鶴琴と陶行知の幼児教育の実践経験から、中国の国情に合う柔軟性を持つ具体的計画案であったといえよう。

陳鶴琴と陶行知による7つの提案に基づき、第1次全国教育会議では、幼児教育に関する諸問題が討議され、「幼児教育の重視に関する提案（注重幼稚教育案）」が審議され、通過した。この提案による幼稚園教員養成に関しては、「各省区は、幼稚師範学校を設置するか、あるいは各省の師範学校（あるいは高級中学校の師範科）に幼稚師範科を増設して、専門的人材を養成し、良好な教員を輩出する。鄉村幼稚園の独立設置は困難であるため、過渡期的方法として、鄉村小学校の現職教員の夫人、婚約者、あるいは近親族を訓練して、これらを幼稚園教員にする」<sup>4)</sup>とした。

これは、陳鶴琴と陶行知の提案から導出された考え方であり、彼らの幼稚園教員養成に関する試みが、国民政府の政策に大きな影響を与えたことが窺える。さらに、国民政府が幼稚園教員養成の重要性を認識し、中国の幼稚園教員養成制度をいかに構想していたかも推察される。これに基づき、国民政府は、幼稚園教員養成のため、具体的な計画を策定し、幼稚園教員養成制度を整備していくことになる。

### 3 中華民国期<sup>5)</sup> 幼稚園教員養成制度に関する関連法規

#### (1) 民国初期北洋軍閥政府による幼稚園教員養成制度に関する規定

1912年中華民国が成立した。幼稚園教員養成に関しては、同年、9月北洋軍閥政府公布の「師範教育令」で、「女子師範学校の趣旨は、小学校教員と蒙養園の保母を養成すること」とされ、他にも、同年公布の「師範学校規程」では、「女子師範学校に保母講習科を設置する」及び「保母講習科は保母を養成するために設置する」と規定された。さらに、1915年教育部公布の「国民学校令施行細則」では、初めて蒙養園の保母の資格について規定された。それによると、「保母は国民学

校の（小学校）正教員あるいは助教員の資格を持つ女子であり、あるいは検定に合格したものが担当する」と規定された。これらによって、清朝末期の「奏定学堂章程」に規定していた乳母や寡婦が保母を担当することが否定され、初めて蒙養園の保母は小学校教員と同等に女子師範学校での養成対象として位置づけられた。しかし、幼稚園教員養成を具体化するための教育内容や教育方法などの制度上の基準が示されていなかった。幼稚園教員は小学校教員と同一視され、いかに幼稚園教員として必要な専門知識や技能を身に付けるかについての法的基準は示されていなかった。

#### (2) 「師範学校法」<sup>6)</sup>の公布

1927年4月南京国民政府が成立した。同政府は、各方面から国家建設を積極的に行う一方、政権の維持と思想の統制の手段として教育の整備も行った。その整備の中で、各教育段階教育制度の整備が最も注視された。1932年12月17日には「師範学校法」が公布され、師範学校の独立的地位を法的に明示するに至った。同法は全16条で構成され、師範学校の趣旨や対象や修業年限を明確に示したほか、師範学校の設備や管理や人事等についても規定した。

同法によると、師範学校は、中華民国教育宗旨及びその実施方針<sup>7)</sup>を遵守し、厳格な心身訓練をもって、小学校の健全な資質を養成するべきである。また、幼稚園教員養成に関して、同法第2条では、師範学校は幼稚師範科を附設すべきであると明記していた。また、幼稚師範科の修業年限については、第3条で「幼稚師範科の修業年限は2年あるいは3年とする」と定められた。さらに、幼稚師範科の教科書については、第8条で、「教育部編集あるいは審査を経たものを採用する」とし、第9条で、「その付設幼稚師範科には、幼稚園を付設することができる」と規定された。

このほかに、幼稚師範科の教育趣旨や入学資格などについては「師範学校規程」に従うものとした。

この「師範学校法」は、幼稚園教員養成に関する規定を中華民国初期より、一層整備したものと見える。つまり、この「師範学校法」は、師範学校に幼稚師範科を設置するという規定だけでなく、それを設置するに当たって修業年限、教科書の採用など実際の問題について詳細な規定を定めた。

このように、「師範学校法」の制定により、幼稚園教員養成に関する法的基準が明確に示されたのである。

#### (3) 1935年修正「師範学校規程」の制定とその内容

1933年3月18日には、「師範学校法」を法的根拠として、教育部によって「師範学校規程」が定められ、

さらに、1935年に修正された。この規程により、幼稚園教員養成制度が具体化されたのである。以下では、この1935年に修正された「師範学校規程」<sup>8)</sup>の内容を検討する。

「師範学校規程」の第1条によれば、師範学校は、厳格に青年の心身を訓練して、小学校の健全な教師を養成する場所であるとし、「①強健な身体の鍛錬、②道徳的品格の陶冶、③民族文化の培育、④科学知能の充実、⑤勤労習慣の養成、⑥児童教育研究の興味の啓発、⑦終身教育サービスの培養」を師範学校での訓育目標とした。

健康な身体を持つことは、中国を建設する任務を担うための重要な条件である。また、当時の中国は列強の侵略と植民地から国を救うための愛国心や民族心を養成することが求められた。さらに、国民党の独裁の維持に応じた反共的・儒教的思想に基づいた幼稚園教

員養成と、近代科学の専門的知識を身につけさせようとする傾向が窺える。

「師範学校に幼稚師範科を設置する（第3条）」と規定し、幼稚師範科が専門科として別途に設置された。更に、「幼稚師範学校の修業年限は3年あるいは2年（第5条）」と規定し、幼稚師範科の教育課程については、第28条で以下のように規定された。これによると、修業年限3年の幼稚師範科の教育課程は、「公民」「体育及遊戯」「衛生」「軍事看護」「国文」「算学」「歴史」「地理」「生物」「化学」「物理」「労作」「美術」「音楽」「論理学」「教育概論」「児童心理」「幼稚園教材及教学法」「保育法」「幼稚園行政」「教育測驗及統計」「実習」の22科目であった（表2参照）。

また、修業年限2年の幼稚師範科の教育課程は、「軍事看護」「論理学」「教育測驗及統計」の3科目が除かれた他、「化学」と「物理」の2科目が「理科」となった以外3年制幼稚師範科の科目と同じであった（表3参照）。

この教育課程の規定は、小学校教員養成を対象とする師範学校（中国語：普通師範学校）の教育心理を児童心理に、小学校教材及び教授法を幼稚

表2 3年制幼稚師範科授業科目及び各学期毎週授業時間割表

	第1学年		第2学年		第3学年	
	1学期	2学期	1学期	2学期	1学期	2学期
公民	2	2	2	2		
体育及び遊戯	3	3	3	3	2	2
衛生	2					
国文	4	4	4	4	4	4
算数	2	2	3	3		
歴史	3	3				
地理	3	3				
生物	3	3				
化学		4				
物理			4			
軍事看護			1	1		
労作	農芸	3	3			
	工芸			3	3	
	家事					3
美術	3	3	3	3		
音楽	3	3	3	3	3	3
論理学	2					
教育概論	3	3				
児童心理			3	3		
幼稚園教材及び授業法			2	2	2	2
保育法			3	3		
幼稚園行政					2	2
教育測驗及び統計					2	
実習				6	18	18
毎週授業総合時間数	36	36	34	36	36	34
毎週学外活動及び自習総合時間数	24	24	26	24	24	24

出典：教育部公報第7巻第33期1935年8月

表3 2年制幼稚師範科授業科目及び各学期毎週授業時間割表

	第1学年		第2学年		
	1学期	2学期	1学期	2学期	
公民	1	1	1	1	
体育及び遊戯	3	3	3	3	
衛生	1	1			
国文	5	5	5	5	
算数	3	3	2		
歴史	2	2			
地理	2	2			
生物	2	2			
理化	2	2			
労作	農芸	2	2		
	工芸			2	2
	家事	2	2		
美術	2	2	2	2	
音楽	3	3	3	3	
教育概論	2	2			
児童心理	2	2			
幼稚園教材及び授業法	2	2	2		
保育法			2	2	
幼稚園行政			2		
実習			12	18	
毎週授業総合時数	36	36	36	36	
毎週課外運動及び自習総合時数	24	24	24	24	

出典：『教育公報』第7巻第3期1935年8月

園教材及び教授法に、小学校行政を幼稚園行政に代替し、保育法の科目を増加し、幼児教育の特色を踏まえて制定するように工夫した。

しかし、この表を見ると、「公民」「体育」「遊戯」「衛生」「国文」「算学」「歴史」「地理」「生物」「理科」「労作」「美術」「音楽」などの基礎学科は学科課程全体の約65%を占めていた。実習科目は約20%を占めており、教職教養関係科目の比重は15%であった。これは、第78条で「師範学校及び幼稚園師範科の入学資格は、中学校卒業生で（中略）必ず入学試験に合格したものであること」と規定したように、入学者は中学校の卒業生で、基礎教育に欠けていた彼らのためであったと考えられる。しかしながら、一方で教職関係科目の比重はわずか15%しかなく、さらに、全体的に幼児教育の科目が極めて少ないことが特徴的である。

#### 4 終わりに

以上、中華民国期の幼稚園教員養成制度に関して検討してきたが、それによると、以下の諸点を指摘することができる。

第1に、中華民国前期、北洋軍閥政府によって、幼稚園教員養成制度に関する規定が見られた。これらの規定は、幼稚園教員の養成を正規な師範学校で行なおうとしており、さらに、幼稚園教員専門職化への方向性を示した。しかしながら、これらの規定は極めて不十分であり、その当時中国の不安定な社会状況の中で定着するまでには至らなかった。とはいえ、このような規定の発想により後の幼稚園教員養成制度の成立期において貴重な経験を与えられたことは重要な意義があったことはまちがいない。

第2に、1910年代終わりから1920年代前半期にかけて、幼児教育の先駆者たちは幼児教育を普及させるために、幼稚園教員の養成を重要な課題として提唱した。それらの活動は後の南京国民政府に影響を与え、幼稚園教員養成制度の整備を大いに促した。

第3に、1932年南京国民政府は「師範学校法」を公布した。その中の幼稚園教員養成に関する規定は、幼稚園教育の準拠すべき法的な基礎を示しており、幼稚園教員養成を法規上初めて明確な基準を示したという点において、中国の幼稚園教員養成制度史上重要な意義がある。

第4に、「師範学校法」を法的根拠として、1933年教育部によって「師範学校規程」が定められ、さらに1935年に修正された。同規程において、幼稚園教員養成段階の、修業年限、入学資格、教育課程など具体的な制度が整備された。同規程は、中国の幼稚園教員養

成制度の具体的内容を全国的に規定した最初の法令として注目されるばかりではなく、幼児教育段階の特色を踏まえた上で幼稚園教員養成の意義を国家が認識した点で、中国教育史上、画期的な出来事であったといえる。

中華民国期のこの時期には、北洋軍閥政府によって、幼稚園教員養成のための規定がみられた。そして、後の南京国民政府によって、幼稚園教員養成に関する制度の整備が図られた。それは師範学校において2年制と3年制の幼稚師範科の設置が定められ、それぞれの教育課程の法的基準が示された。幼稚園教員養成における教育課程の制定は中国における幼児教育史上初めてのことであり、幼稚園教員養成制度はこれらの諸規定をもって成立を見せたといえる。つまり、中華民国期国民政府における幼稚園教員養成制度の整備は、中国の幼稚園教員養成制度史上、成立期にあたるといえる。

しかし、この制度は、必ずしも完璧ではなかった。中華人民共和国における幼稚園教員養成制度の発展は、この時期の制度的基盤の上に立って行なわれた。

#### 【註】

- 1) 中国における就学前教育機関は、「蒙養院」、「蒙養園」、「幼稚園」、「幼児園」と称されてきた。本研究では、適宜、これらを「幼稚園」と呼称する。また、幼稚園に従事するものは保母、幼稚園教員、幼稚園教師と呼称されてきた。本研究では、幼稚園教員と統一する。なお、法文章に関しては、原文に従うものとする。
- 2) 楊玉珍「中国最初の公立幼稚師範学校における教師養成の実践とその理論的背景—陳鶴琴の「活教育」の思想との関連」『教育方法学研究（通号9）』1990年、17頁～34頁。これは、中華民国期初の幼稚園養成機関における教育実践とその背景を論じている。
- 3) 陳鶴琴はアメリカ留学経験を持ち、ジョンズ・ホプキンス大学を経てコロンビア大学においてデューイの指導のもと、教育心理学を専攻した。1919年帰国後、南京高等師範学校に教授として招かれ、児童心理学を担当し、幼児教育の研究を始めた。陶行知はアメリカ留学し、コロンビア大学でデューイに教育学を学んだ。1916年帰国し、幼児教育の普及に積極的に活躍した。
- 4) 中国就学前教育史編集（編写）組、『中国就学前教育史資料選』254頁。
- 5) 1912年1月1日、中華民国臨時政府が成立した。この臨時政府は91日しか歴史に残っていない。それ

からは1927年まで、主として北洋軍閥政府の統治であり、1928年から1948年までは南京国民政府の統治であった。

- 6) 李友芝『中国近代師範教育史資料』内部交流, 324頁。
- 7) これは国民政府により制定された各教育段階の教育の実施原則である。師範教育における「三民主義教育実施原則」は、「目標として、三民主義の精神に依拠し、ならびに社会生活の需要を参照し、最新

式の科学教育及び健全なる心身訓練を実施し、三民主義教育を実施する師資を養成する。訓育として、本党の師範教育宗旨を根拠にして、また黨員訓練方式を採用して、その生活を指導する。思想上誘導及び各種記念集会の指示によって、「三民主義」に対する明確な認識、揺ぎない信仰を養成する」とした。

- 8) 李友芝, 前掲書, 326頁。

(主任指導教員 河野和清)